

第11回教育委員会会議録

1日 時 平成27年10月20日(火) 開会：15時00分
閉会：16時30分

2場 所 周南市毛利町2丁目2番地
教育委員会 2階 会議室 及び 委員会室

3出席委員 池永博委員 月谷慈寛委員 松田敬子委員 片山研治委員 中馬好行教育長

4説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 人権教育課長 学校教育課主幹 学校給食課長
出席した者 中央図書館長 新南陽総合出張所主査 熊毛総合出張所次長 鹿野総合出張所長

5書 記 教育政策担当課長補佐、教育政策担当係長

6議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	議案第46号 平成27年度(平成26年度対象)教育委員会の点検・評価報告書の提出について
3	議案第47号 平成27年度周南市教育委員会表彰について

- 7 委員会協議会 (1) 11月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について
(報告者：教育政策課→生涯学習課→学校教育課)
- (2) 第3期周南市生涯学習推進プランについて(生涯学習課)
 - (3) 中学校秋季体育大会の結果について(学校教育課)
 - (4) 山口県中学校英語暗唱弁論大会の結果について(学校教育課)
 - (5) 浅田栄次生誕150年記念祭について(中央図書館)
 - (6) 図書点検の経過報告について(中央図書館)

教育長 　ただ今から「平成27年第11回教育委員会定例会」を開催いたします。
議事日程に従い、進めてまいります。
日程第1、「会議録署名委員の指名について」、指名いたします。
本日の会議録署名委員は、「池永委員さんと片山委員さん」にお願いします。
続いて、日程第2、議案第46号「平成27年度（平成26年度対象）教育委員会の点検・
評価報告書の提出について」を議題とします。
この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 　議案第46号、「平成27年（平成26年度対象）度教育委員会の点検・評価報告書の
提出について」ご説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号の規定により、「教育委員会の活動状況の点検・評価に関すること」については、教育委員会の権限とされておりますことから、お諮りするものでございます。

それでは、議案書の別冊「平成27年度教育委員会の点検・評価報告書」の1ページをご覧ください。

目次にありますように、この報告書は大きく4つの項目から構成されております。

「1はじめに」の項では、事務の点検及び評価の目的、教育委員会の概要、事務の点検及び評価の手段等についてを、「2教育委員会の会議及び委員の活動」の項では、教育委員会の会議の開催状況、審議及び報告案件、及び教育委員会の委員の活動についてを、

「3教育委員会の主要施策」の項では、平成26年度の教育委員会の主要施策として、周南市の教育で掲載しております課別の施策内容を、そして、「4教育委員会の行政評価」の項では、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検評価として、周南市全体として取組んでおります「事務事業評価」、「施策評価」、市議会が行った「行政評価」の結果を活用することで、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」で定められている「学識経験を有する者の知見の活用」といたしておりますことから、それぞれの「評価」について掲載しているところでございます。

それでは、4つの項ごとに、ご説明いたします。

まず、「1はじめに」の項でございますが、ご承知のとおり、本年4月から地教行法の改正法が施行され、責任体制の明確化や迅速な危機管理体制の構築、民意を代表する市長と教育委員会の連携強化が図られました。

申し上げるまでもなく、これらの改正は、市民にとって分かりやすい明確な体制を構築し、適時適切で効果的な教育行政を推進していくためのものですが、こうした視点から、教育委員会の事務についても点検・評価をし、議会報告及び公表を通じて、今後の事務改善に資することを目的とする旨等を記述いたしております。

次に、報告書の3ページ中ほどからとなります「2教育委員会の会議及び委員の活動」の項でございますが、ここでは、定例会・臨時会を合わせて13回開催し、60件の議案と63件の報告案件の審議が行われたことや学校等の訪問や研修会等の実施状況を記載し、報告するものでございます。

また、9ページからの「3教育委員会の主要施策」の項につきましては、平成26年度に実施いたしました教育委員会の主要施策として、「周南市の教育」の課別の施策内容

部分を引用し、報告するものでございます。

それでは、12ページをお願いいたします。

地教行法で規定された『教育委員会事務の点検・評価』に関する内容となります。

「4教育委員会の行政評価」の項でございますが、周南市では、平成17年度から教育委員会を含めた全事務事業の「事務事業評価」を実施しておりますが、これに加えまして、平成23年度から「施策評価」を、平成25年度からは、評価の結果を施策に反映する「周南市マネジメントシステム」の運用を開始してきたところでございます。

また、平成26年度につきましては、「周南市まちづくり総合計画」の改定に伴い基本施策の見直しを行いましたことから、過渡期における対策として「事前評価」を行ったところでございますが、教育委員会の推進施策や事務事業においても、別に策定した「行政評価方針」に基づき評価を実施しており、この評価結果をお示ししているところでございます。

さらに、周南市議会では、市が実施している事務事業を市民の目線で評価し、その評価結果をもって、次年度の予算編成に反映させるため、決算審査において「議会における行政評価」を実施されており、教育委員会の事務事業についても、3事業が抽出され、事業目的や成果等を検証し、今後の事業の方向性が示されたところでございます。

それでは、個別に説明させていただきます。

まず、事務事業評価でございますが、12ページの「① 施策を構成する個別事務事業の評価」をご覧ください。

平成26年度におきましては、教育委員会の権限に属する事務事業について、まず所管課長を中心とした一次評価を行い、さらに部長による最終評価を行うことで、常に点検・評価し、課題の早期改善につなげる「現場重視の行政評価」を実施いたしており、評価した事務事業128事業において、それぞれA～Dの評価を決定し、計画通りに事業を進めるA評価が18事業、実施方法やコスト等を見直しのうえ継続するB評価が93事業、事業統合や外部委託等による大幅な見直しをするC評価が7事業、休止や廃止の検討をするD評価が10事業となっております。

各事業ごとの評価につきましては、13ページから15ページの一覧表の中で、最終評価の欄に記載いたしております。

なお、D評価の10事業につきましては、いずれも、生徒数の減少や単年度事業などの理由により、平成26年度において事業完了いたしましたものでございます。

またC評価の7事業でございますが、13ページNo.45の「教育施設AED設置事業」につきましては、61カ所の設置が完了し、今後の新規設置については全市的な視点からの検討が必要であること、14ページのNo.82の「子どもサポートプラン推進事業」につきましては、放課後子ども教室推進事業等との統合による総合的な支援への転換を図る必要があること、15ページのNo.100の「大田原自然の家管理運営事業費」につきましては、施設の老朽化等により今後の方向性の検討が必要であること、No.108の「高水ふれあいセンター管理運営事業費」については、入浴施設について地元との協議が必要であること、No.113番の「移動図書館運営事業」については、車両の老朽化による巡回コースの統合・再編が必要であること、No.119番の「民俗資料展示室管理運営事業費」については、施設の老朽化への対応として、施設移転や資料統合プランの検討が必要であること、No.126番の「教育集会所管理運営事業費」については、地元管

理についての検討が必要であること、などの理由により、大幅な見直しを要するとの評価結果となっております。

お手数ですが、12ページにお戻りください。

「②の推進施策の評価」でございますが、これは、平成26年度における「施策評価」の評価結果を記載したものでございますが、「施策評価」とは、まちづくり総合計画に掲げる基本的な施策について、効果や達成度などを評価するもので、教育委員会に関連する18の施策について、それぞれ「重点推進」、「推進」、「維持」の評価を決定しており、次年度において重点的に取組む「重点推進」が1施策、施策目標の達成に向けて取組む「推進」が2施策、現行の推進体制で施策目標の達成に向けて取組む「維持」が15施策となっております。

推進施策ごとの評価につきましては、13ページから15ページの一覧表において、右端の施策方向性の欄において表示いたしておりますのでご参照ください。

15ページをお願いいたします。

「市議会が実施した行政評価」についての項でございます。

事務事業評価や施策評価は、行政内部における評価となりますが、この「市議会が実施した行政評価」は、外部評価に相当するものと考えております。

教育委員会の権限に属する事務事業としては、16ページの一覧表に掲載いたしました3事業が抽出され、評価が実施されました。

その結果といたしましては、「民俗資料展示室管理運営事業費」が、民俗・歴史資料の伝承と体験学習の場として欠くことのできない施設として「拡充する」方向性が、「図書館システム管理運営事業費」については、ICタグ等を活用した図書館システムの検討を前提とした「現状維持」、「大津島ふれ愛スクール事業費」については、事業の実施母体である大津島中学校の自然休校により事業廃止はやむを得ないものの、これまでの成果を今後の不登校対策事業に生かしていくことを前提とした「廃止する」方向性が決定されたところでございます。

記載事項の説明は以上でございますが、この「教育委員会点検・評価報告書(案)」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき作成いたしておりますが、その目的とするところは、教育委員会が自ら活動状況の点検・評価を行い、その報告書を議会に提出し、公表することで、市民への説明責任を果たしながら、より効果的な教育行政の推進に資することを目的といたしているものでございます。

従いまして、今後の教育行政の推進におきまして、この点検・評価結果をしっかりと踏まえて、当たってまいりたいと考えております。

なお、本報告書は本日の教育委員会でご決定をいただいた後、12月議会に提出し、議員の皆さんへ配布することといたしております。

以上で、議案第46号の説明を終わります。

よろしくご審議・ご決定のほどお願いいたします。

教育長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

池永委員 最後の16ページをお願いします。民俗資料展示室は以前の福川幼稚園ですね。確かに場所的に好ましくないような、駐車場等についても大変だろうと思います。ここにも書いてあるのですが、どこか別のところも候補に挙げられているのでしょうか。

教育政策課長 この民俗資料展示室ですが、委員もいわれましたように元福川幼稚園ですが、駐車場の問

題、施設の狭隘な問題といった部分がございますが、もっとも今老朽化、困窮している問題が雨漏り対策でございます。せつかくの展示物、資料等を雨漏りからいかに防ぐかということでございますが、改修するにふさわしい施設ではございませんので、改修計画も進んでいません。そういう中で立地の悪さ、狭隘なスペースという部分を解消するためにこれから施設の移転を検討していくにあたりまして、まずは展示物の整理に着手しているところでございます。所蔵物や展示物で、例えば熊毛の民俗展示資料と同じものはないか、鹿野と同じものはないかのチェックであるとか、保存すべきものをリストアップし、適切な移転候補地が出てきた場合、すぐにでもそちらに移転ができるように準備をいたしています。施設の移転統合先に関しましては、現在のところ、まだ公表できるという状況にはなっておりません。検討段階というところでございます。

生涯学習課長 次長が申しました通り、新南陽の民俗資料展示室につきましては今、雨漏り等がひどい状況で、展示物の整理をしています。現在、約5600件3館で展示物がありますが、さきほどありましたように同様のものが見られるため、そうした整理をして行く必要があります。今後、展示を一か所に集めるという方向性がでた場合も6000点という展示物をそのまま收容することは難しいので、そこの整理を今年度させていただいている状況です。

教育長 よろしいでしょうか。

池永委員 わかりました。

教育長 その他ありませんか。

月谷委員 これは私の思いということで聞いていただけたらと思うんですが、一次評価と最終評価では最終評価の方が厳しい結果が出ているものがあります。反対に最終評価の方が良いというものは見当たらないのですけれども、それは客観的に思いますと一次評価の方が甘い評価であり、厳しくいえばですね。反対の評価が出てもいいような気がするんです。いや、それほど悪くないと。結構、頑張っていたからと最終評価の方がよくなるという評価も出てよいのではないかと思います。それがないということは、厳しく言えば、一次評価のそれぞれの考え、思い、感じ方が甘かったと言われても仕方がないと感じたものですので、今後、そうした一次評価なり、担当される方々なり、より一層真摯に全事業を受け止め、頑張ってくださいと願うという思いでございます。

教育長 ありがとうございます。唯一、最終評価が一次評価より高いというのが99番。これはもう整備が終わっていますけど。

月谷委員 そうですね。失礼いたしました。

教育長 今のご意見に対して何かありますか。

教育政策課長 先ほど少しご説明させていただきましたが、一次評価は事務事業を所管しております課長を中心とした実務チームが自らを評価する形になっています。評価でありますから客観性を持って評価するよう評価基準等々で定めてありますが、やはり事務事業担当者の思いというものが含まれていると思います。そういう意味もありまして評価の客観性を担保するというところで二次評価、最終評価を部長級の職員で行うという形になっています。部長級の職員といたしましては、いくつかの事務事業を束ねたものの上に施策というものがございますが、事業全体を俯瞰する中で職員のコスト意識の醸成であるとか、事業目的の達成度についても客観的に施策から見た事業評価を行なうことで評価の客観性を持たせるという形にしています。そういう中で一次評価者の部分でございますけど、委員が言われたように市民の皆様への説明を果たすという意味でもコスト意識であるとか、客観的な評価という意識をより高め

ていかないと、やはり最終評価の方が厳しいという形になってくるのではないかと思います。今後、この点についても職員一丸となって研究していかないといけないと思います。

教育長 各課は各課という狭い範囲の中で評価をし、部長は全体を見通し評価をしているということで、今後、ご指摘の点についても対応していきたいと思います。その他にございますか。

松田委員 16ページですが、大津島ふれ愛スクール事業費の中で、対策として2か所で行われる適応教室事業に生かし、より一層の効果を上げるとなっていますが、具体的に何か今年度取り組んでおられるかお聞きしたいのですが。

教育政策課長 大津島ふれ愛スクール事業に関しましては、大津島中学校、最初は大津島小学校もあったのですが、不登校児の対策として長年行われてまいりました。近年は中学生のみがふれ愛スクールで活動されていましたが、残念なことに母体の大津島中学校の生徒がいなくなり、休校となったため、ふれ愛スクール自体を大津島で行っておりません。現在、徳山地区と熊毛地区の2会場で、それらの事業を継続しています。議会評価の中で賜っておりますのは、大津島ふれ愛スクールで培ったノウハウを継続する教室の中で生かしていくようにというご指摘をいただいております。担当課といたしましてもその方向で頑張っているところでございます。今後につきましても、より効果的な不登校対策事業が行えるよう方策を検討していますが、まだ検討段階であり、公表できない状況です。

教育長 学校教育課から何か説明はありませんか。

学校教育課主幹 特にございません。

教育長 16ページの事業の評価の中にあるように、大津島ふれ愛スクール事業は不登校対策と地域振興という目的があり、そうした中で、最後のところで「今後、取り組んでいく必要もある」ということは、地域振興も視野に入れ、不登校対策もこういった施設を利用しながら、マンパワーというのをしっかり活用して学校中心に発展連携しながら今後も取り組んでいきたいと思っております。

池永委員 今に関連してですが、(2)に「市内の別の小規模校での事業も検討していく」とありますが、実際にそういった計画があるのか、事業自体どういったものなのか解れば教えていただきたい。

教育政策課長 議会としてまとめられた評価であり、質問いただいた(2)の評価についても別の小規模校がどこを指しているのか、議会からいただいた資料の中では残念ながら、明示されていません。ただ、大津島で実施が困難であれば、他の小規模校や市の枠を超えての連携を議会としては検討すべきだという意見を賜ったと解釈しています。

教育長 よろしいでしょうか。

池永委員 はい、わかりました。

片山委員 82番の子どもサポートプラン推進事業がC評価で、放課後子ども教室推進事業と統合となっているんですが、これはどういったかたちに統合されたのでしょうか。

教育部長 子どもサポートプラン推進事業というのは、もともとは週休2日になって、土曜日がお休みになったことで子供たちの居場所づくりのため、公民館ではじまった事業で、放課後子ども教室につながる事業です。現在まで盛んに取り組まれていた地域では当時からずっと事業に関わってこられた方が継続して行っているのですが、今の取組みの中では似た事業内容の放課後子ども教室に乗り換えていくように、何年かかけて統合していくよう考えてきた事業です。

教育長 学校週5日制が施行されて10数年が経過しているため、事業としても同じ趣旨の事業に

ついて統合していこうという事です。よろしいでしょうか。

片山委員 わかりました。

月谷委員 個別をお尋ねしてよろしいでしょうか。

教育長 どうぞ。

月谷委員 113番の移動図書館の運営事業ということでC評価。駅ビルにも今度図書館ができるということで充実してくるのですが、移動図書館がC評価ということに対して今後の予定、思いがあれば教えてください。

教育政策課長 今、移動図書館はやまびこ号、やまびこ号 Jr、新南陽地区のなかよし号の3台を運行していますが、このうちの新南陽地区のなかよし号につきまして、老朽化し、今後の使用に堪え難い状況になったことからこういった評価につながっています。

新たに移動図書館を設けることよりも現在のやまびこ号、やまびこ号 Jr をより効果的に運行するという形の中でそれらを補っていくという判断をした中での評価ではあるのですが、その関係でコースの見直し、ステーションの数の見直しを昨年、実施したという形でございます。

現在は2台の体制という中で運用していますので、来年度の評価に関しましては、2台体制の中でどういうふうな目的を達成しているのかを評価していくこととなります。3台体制を2台体制に変更するという意味でのC評価で大幅の見直しとしています。

教育長 中央図書館長、何かありますか。

中央図書館長 そういう見直しの中で6月末でなかよし号につきましては廃車手続きをしましたので、7月からは新しいコースで運用しております。現在、40ステーションで運行していますが、見直しの際には、新南陽地区についてのステーションを削りました。新南陽図書館から3キロ以内のステーションについては廃止しようという方針で廃止しています。そういう見直しでステーションの数を削って、現在運行しています。

教育長 よろしいですか。それでは、議案第46号を決定します。

続いて、日程第3、議案第47号「平成27年度周南市教育委員会表彰について」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 議案第47号、「平成27年度周南市教育委員会表彰について」をご説明いたします。冒頭に訂正とお詫びをさせていただきたいと思っております。本日、配付いたしましたが、議案書中の功績の説明の欄に誤りがございましたので、正誤表で訂正させていただきました。

議案書の3ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第21号の規定に基づくものでございます。

教育委員会表彰につきましては、従来、「周南市教育委員会表彰規則」及び「周南市教育委員会表彰規則取扱要綱」の規定により、毎年度、各所管からの「内申」に基づき表彰者を決定しているものでございますが、本年4月1日から施行いたしました「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」の改正に伴い、新たに、教育委員会の権限とされましたことから、お諮りするものでございます。

議案書の4ページをお願いいたします。

本年度の教育委員会表彰につきましては、「周南市教育委員会表彰規則」第2条第3号に規定する「社会教育の振興に顕著な功績があった者」として 田村哲夫氏を候補者として

いるものでございます。

田村氏は、昭和54年4月の「光警察署少年相談員」への就任から今日までの36年間、青少年の非行防止や健全育成活動に率先して取り組まれており、これまでの間に「光警察署少年相談員連絡会副会長」や「周南市育成市民会議熊毛部会長」などを歴任されておられます。

また、地域行事においても中心的な役割を担われており、特に「周南こどもゆめまつり」では、実行委員会の副会長として企画・運営に携われるなど、特に社会教育の分野においてその功績は顕著なものがあります。

以上のご功績から、田村氏を、平成27年度周南市教育委員会表彰者といたしたいと考えておりますので、よろしくご審議・ご決定のほどお願いいたします。

教育長

何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第47号を決定します。その他に何かありますか。

(質疑なし)

それでは、以上で、「平成27年第11回教育委員会」を終了します。

署名委員

池永 博 委員 _____

片山 研治 委員 _____